

平成19年5月24日

各位

会社名 田村大興ホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長 吉岡 正紀 (コード番号6675東証第1部) 問合せ先 務部長 島田俊治 (03)5791-5511

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 24 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件(1)」お よび「定款一部変更の件(2)」について、平成19年6月28日開催予定の当社第4回定時株主総会に 付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.定款一部変更の件(1)

(1)変更の理由

当企業グループのコーポレートブランド「サクサ」の認知度を高め、ブランド訴求力を強め るため、上場持株会社である当社の商号を「サクサホールディングス株式会社」に変更するこ ととし、現行定款第1条を改めるものであります。当社は今後も「サクサ」をコーポレートブ ランドとして積極的な業容拡大を図っていく所存であります。

株主の権利行使の手続きに関する事項を追加するため、現行定款第12条を改めるものであり ます。

商号変更に経過措置を設けるため、付則を新設するものであります。

なお、当社商号変更についての詳細は、本日別途公表いたしました「商号の変更に関するお知ら せ」を併せてご参照ください。

(2)変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めるものであります。

(下線は変更箇所であります。)

現行定款 定款変更案 (商号) (商号) 第 1 条 当会社は、田村大興ホールディングス|第 1 条 当会社は、 サクサホールディングス 株式会社と称し、英文では、Tamura 株式会社と称し、英文では、SAXA Holdings, Inc.と表示する。 Taiko Holdings, Inc.と表示する。 (株式取扱規程) (株式取扱規程) 第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび 第 12 条 当会社の株式に関する取扱い、株主の 手数料は、法令または本定款のほか、取 権利行使の手続きおよび手数料は、法令 締役会において定める「株式取扱規程」 または本定款のほか、取締役会において 定める「株式取扱規程」による。 による。 付 則 (新設) (経過措置) 第 1 条 第 1 条の変更については、平成 19 年 10月1日をもって、効力を生じるもの

とする。

2.定款一部変更の件(2)

(1)変更の理由

買収防衛策の導入を株主総会の決議事項とすること

当社は、平成 19 年 5 月 24 日開催の取締役会において、会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号。以下「会社法施行規則」といいます。)第 127 条に定める当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定いたしました。

そのため、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(以下、「会社法施行規則第127条第2号口に定める取組み」といいます。)として買収防衛策を導入することが、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要不可欠であると判断しました。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大量取得行為や買付提案を行うものが現れる前の時点において、あらかじめ買収防衛策を導入するにあたっては、株主の皆様の意思を十分に反映することが重要であると考えております。

そこで、株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させるため、当社の定款に今回導入する会社法施行規則第 127 条第 2 号口に定める取組みとして、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による当社株式の大量取得行為またはその申し入れに対し発動する新株予約権の無償割当を用いた買収防衛策の導入の決定を株主総会の決議事項とするため、定款変更案第 17 条を新設するものであります。

また、本条文の新設に伴い現行定款第17条から第35条を1条ずつ繰り下げるものであります。

なお、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」および同じく当社第4回定時株主総会に付議することが決議された「当社株式の大量取得行為に対する対応策(買収防衛策)」についての詳細は、本日別途公表いたしました「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針および当社株式の大量取得行為に対する対応策(買収防衛策)に関するお知らせ」を併せてご参照ください。

変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めるものであります。

(下線は変更箇所であります。)

現行定款	定款変更案
(新 設)	(株主総会決議事項)
	第17条 会社法施行規則第127条第2号口に定め
	る取組みとして、当会社の財務および事
	業の方針の決定を支配する者の在り方に
	関する基本方針に照らして不適切な者に
	よる当会社株式の大量取得行為またはそ
	<u>の申し入れに対し発動する新株予約権の</u>
	無償割当を用いた買収防衛策の導入の決
	定は、株主総会の決議による。